

「じん肺管理区分決定申請書」作成要領

申請手続き用紙として「じん肺管理区分決定申請書」は、下の記入要領を参照して作成してください。点線で示した部分は申請者が記入し、実線で示した部分は会社の証明となります。

【記入要領】

申請者の最後に粉じん作業を行った事業場について記入してください。

個人申請の場合、人数は「1人」
添付資料は提出していただいたエックス線写真の枚数等、該当する項目に記入してください。

上に記載した最終粉じん事業場へ、申請者の管理区分決定結果が通知されることを承諾するか否か、申請者の判断を、どちらかに○を打ち示してください。（否の場合、事業場へ通知は行いません。）

ここに、最後に粉じん作業をした会社の事業主による証明をもらって下さい。

申請書作成日、申請者の郵便番号・電話番号・住所・氏名を記入し、押印してください。（自筆で署名した場合は押印を省略可）

6号 (第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		郵便番号()
		電話()
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		人
添付資料	1 エックス線写真	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する（労働者）であることに相違ありません。	
	平成 年 月 日	
	職名	
	事業者氏名	
承諾の可否	諾	否
	平成 年 月 日	郵便番号() 電話()
	住所	
	申請者氏名	

愛知労働局長 殿

- 備考
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
 - 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
 - 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。